

京都市会計管理者訓令第1号

会計室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市会計管理者 志渡澤 祥宏

別表会計室長の項専決事項の欄の第4号中「、貸し付け」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(会計室)